

「平成 21 年度金融庁政策評価実施計画」に対する意見募集の結果（平成 21 年 6 月）及び対応方針

（特定の政策項目についての意見）

番号	意見の該当箇所	意見の概要	回 答（対応）
1	施策 - 1 - (1) 「金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底」	各個人投資家が自分に合った金融商品を提供されるためには、金融機関において各顧客の金融に関する背景をよく知ることが必要である。各個人投資家の金融に関する情報が一元化され、その情報を各金融機関が入手できる仕組み（納税者番号制度のようなもの）を検討すべきである。	利用者への情報提供の充実といった点については、顧客への説明義務や適合性原則等の規定が、金融商品取引法等において既に存在していることから、御意見のような制度を創設することは、適当でないと考えます。 （総務企画局企画課・市場課・政策課）
2	施策 - 1 - (2) 「利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実」	「利用者への情報提供の充実」においては、提供される情報が各人の金融に関する背景に合っていないならば意味がない。よって、各人の金融に関する背景という情報を国が一元管理する制度（納税者番号制度のようなもの）の検討を始めるべきである。	
3	施策 - 1 - (3) 「金融機関等の法令等遵守態勢の確立」	改善計画の実施状況の報告が行われた期間の長さについて、分布状況（例えば、1ヶ月以内で終了が 件、2ヶ月以内で終了が 件、3ヶ月以内で終了が 件...）または平均を、参考指標に採用すべきである。	業務改善計画の実施状況の報告期間については、行政処分の内容、金融機関の規模、業態等を勘案して判断されるものであり、報告期間の長短のみをもって各金融機関の法令等の遵守態勢を測定し得るものではないと考えます。 （監督局総務課）
4	施策 - 1 - (1) 「多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度設計」	銀行代理業についての参考指標として、銀行代理業による収入や媒介件数などの業績も採用すべきである。	銀行代理業の業績については、経済環境や顧客動向、所属銀行等多くの要因の影響を受けるため、参考指標として採用することは適当でないと考えます。 （総務企画局企画課、監督局銀行1課）